

議案第 68 号

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 17 日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 会計年度任用職員制度の導入に係る地方公務員法等の改正に伴い、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

職員の分限に関する条例（昭和26年12月世田谷区条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「こえない」を「超えない」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員に対する前2項の規定の適用については、第1項中「、3年を超えない範囲内」とあるのは「、法第22条の2第1項第1号及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」と、「3年に満たない場合」とあるのは「法第22条の2第1項第1号及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期に満たない場合」と、「引き続き3年を超えない範囲内」とあるのは「引き続き法第22条の2第1項第1号及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」と、前項中「3年」とあるのは「1年」とする。

第6条第1項中「第4条第1項、第2項及び第4項」を「第4条第1項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第2項及び第5項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。